

# 従業員を休業、教育訓練又は出向により、その雇用を守る事業主を支援します

## ◎中小企業緊急雇用安定助成金について

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合、その賃金等の一部を助成します。

### ◆支給対象◆

◎支給対象事業主：雇用保険適用事業所

◎支給対象労働者：雇用保険被保険者（被保険者であった期間は問いません）



### ◆支給要件◆

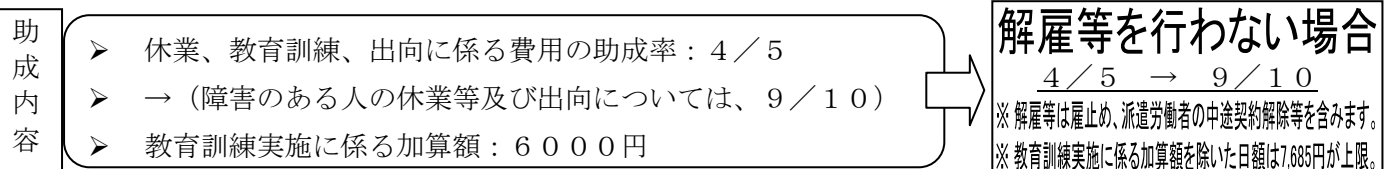
以下の要件を満たす事業主

① 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主

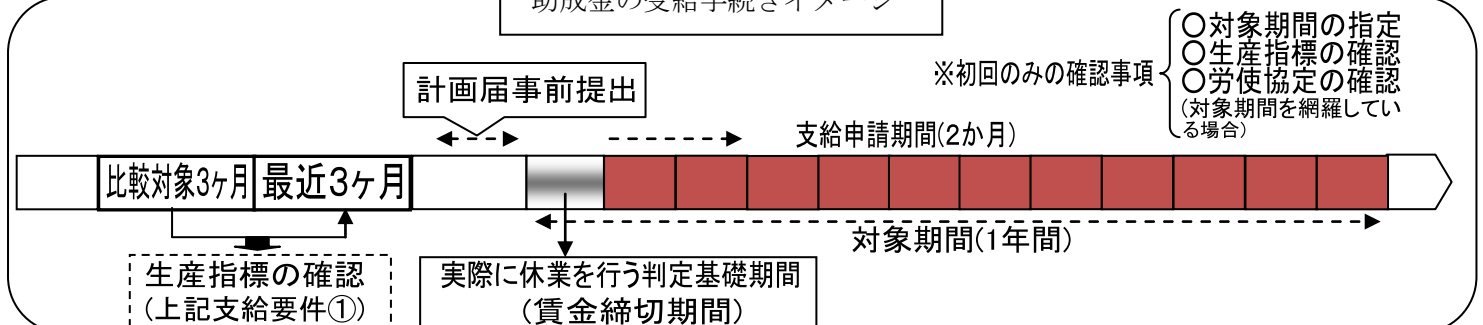
- I 最近3ヶ月の生産量、売上高等の指標がその直前3ヶ月又は前年同期と比べ5%以上減少していること（ただし前期の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可能）
  - II 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3ヶ月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること（ただし、対象期間の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日までの間にあるものに限ります。）
- ② 実施する休業、教育訓練及び出向が労使協定に基づくものであること（計画届の提出時に協定書の提出が必要）等

### ◆受給手続き◆

本助成金は事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間（賃金締切期間）ごとに事前に計画届を提出することが必要です。支給申請期間は判定基礎期間終了後2ヶ月以内です。（下記イメージ図参照）



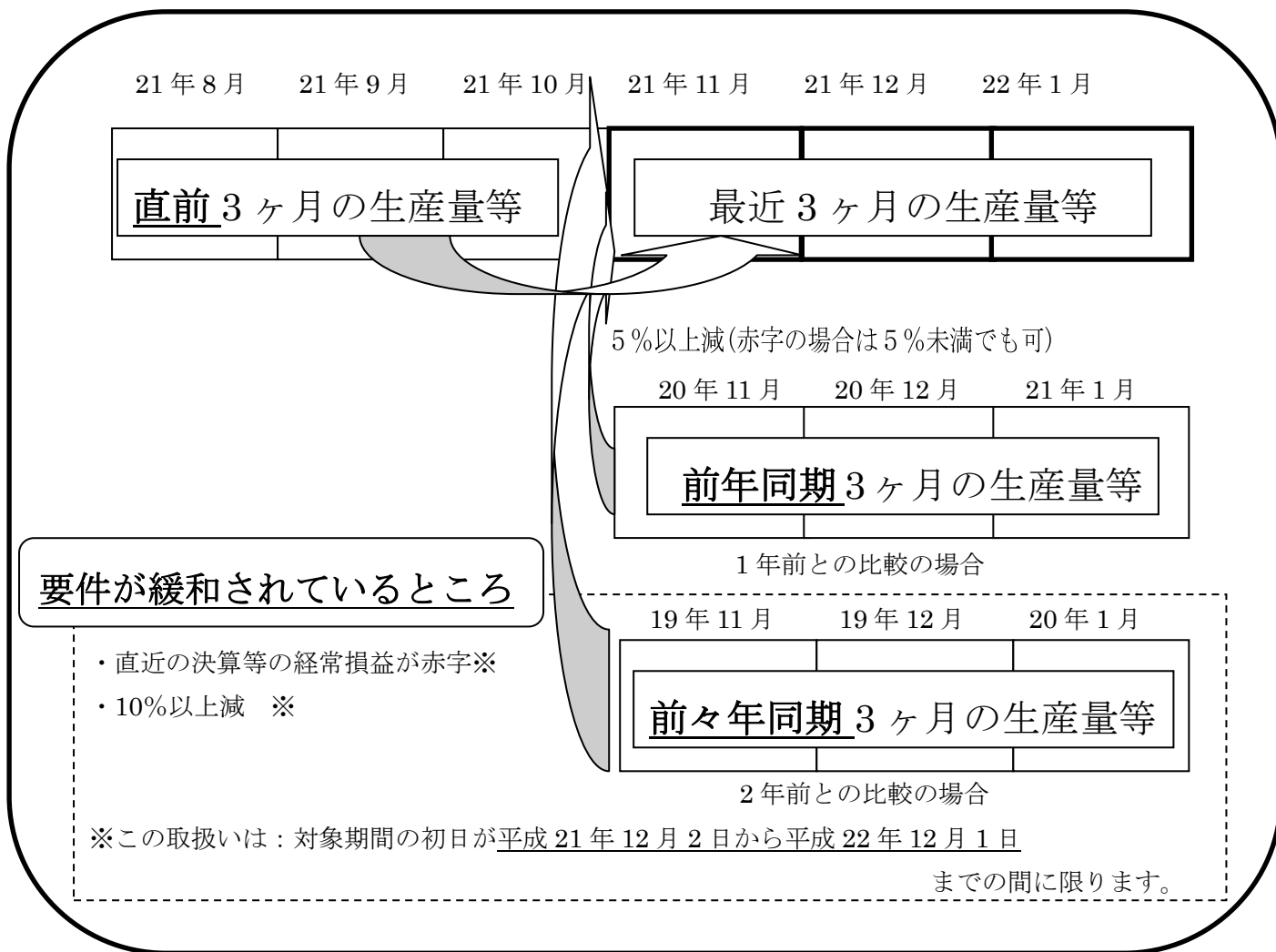
### 助成金の受給手続きイメージ



裏面、中小企業緊急雇用安定助成金の生産量要件の緩和に関するお知らせもご参照ください。

# 中小企業緊急雇用安定助成金の生産量要件が緩和されています

中小企業緊急雇用安定助成金の生産量要件について、生産量又は売上高の最近3ヶ月の月平均値がその直前3ヶ月又は前年同期と比べて5%以上減少している事業所(直近の決算等の経常損益が赤字の場合、5%未満の減少でも可能)に加え、企業規模を問わず、売上高又は生産量の最近3ヶ月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字の事業主についても利用可能としました。



## 重 要

中小企業緊急雇用安定助成金等の支給の対象期間は1年間です。

2年目も中小企業緊急雇用安定助成金等を利用したい場合には、改めて初回の計画届を提出し、再び対象期間(1年間)を指定するとともに、その際、生産量要件等の支給要件を満たしていることの確認を受ける必要があります。

※上記は、中小企業緊急雇用安定助成金の内容の一例です。他の助成金との調整やその他の理由で支給できない場合がございます。詳細につきましては、下記の労働局・ハローワークまでお問い合わせ下さい。

奈良労働局職業安定部職業対策課

電話 0742-32-0209

ハローワーク大和高田(公共職業安定所)

電話 0745-52-5801